

個別労働紛争解決制度の利用状況

－平成20年度の利用状況について－

岡山労働局では、平成20年度の個別労働紛争解決制度の利用状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」施行状況 ～平成20年度～

1. 総合労働相談件数	岡山局	16,128件	※12.5%増
	(全国)	1,075,021件	※7.8%増
2. 民事上の個別労働紛争相談件数	岡山局	3,074件	※23.1%増
	(全国)	236,993件	※19.8%増
3. 助言・指導申出件数	岡山局	99件	※13.8%増
	(全国)	7,592件	※14.1%増
4. あっせん申請受理件数	岡山局	140件	※増減なし
	(全国)	8,457件	※18.3%増

【※増加率は、平成19年度実績と比較したもの。】

- 県内4箇所の総合労働相談コーナーにおける相談件数は16,128件(対前年1,792件増、12.5%増)
その89%が労働条件に関する相談となっている。
特に、平成20年度下半期においては、上半期が前年度に比べ256件(3.5%)減少であったのに対し、2,048件(29.1%)の大幅増加となっている。
- 民事上の個別労働紛争に係る相談件数は3,074件(対前年579件増、23.2%増)
派遣労働者、期間契約社員等の非正規労働者からの相談が引き続き増加している。
整理解雇、雇止め、その他の労働条件、いじめ・嫌がらせに係る相談も同様に増加傾向にある。
労働者の家族他当事者以外の第三者からの相談が増加している。
- 助言・指導制度の受付件数99件(対前年12件増、13.8%増)
解雇、雇止め等労働契約終了時におけるものが20年度下半期に大幅に増加している。また、20年度を通じて、いじめ・嫌がらせが1割弱となっている。
助言・指導を行ったもののうち78.8%が解決(一部解決を含む)している。
- あっせん受理件数は140件(前年と同数)
解雇、労働条件の引下げ、職場におけるいじめ・嫌がらせ等労働に関係するさまざまな紛争に関するあっせん申請が寄せられているが、88件、62.9%が何らかの合意解決に至っている。あっせん申請があったもののうち113件、80.7%が1ヶ月以内に処理を終了している。

となっており、個別労働関係紛争の簡易・迅速な解決手法として利用されている。

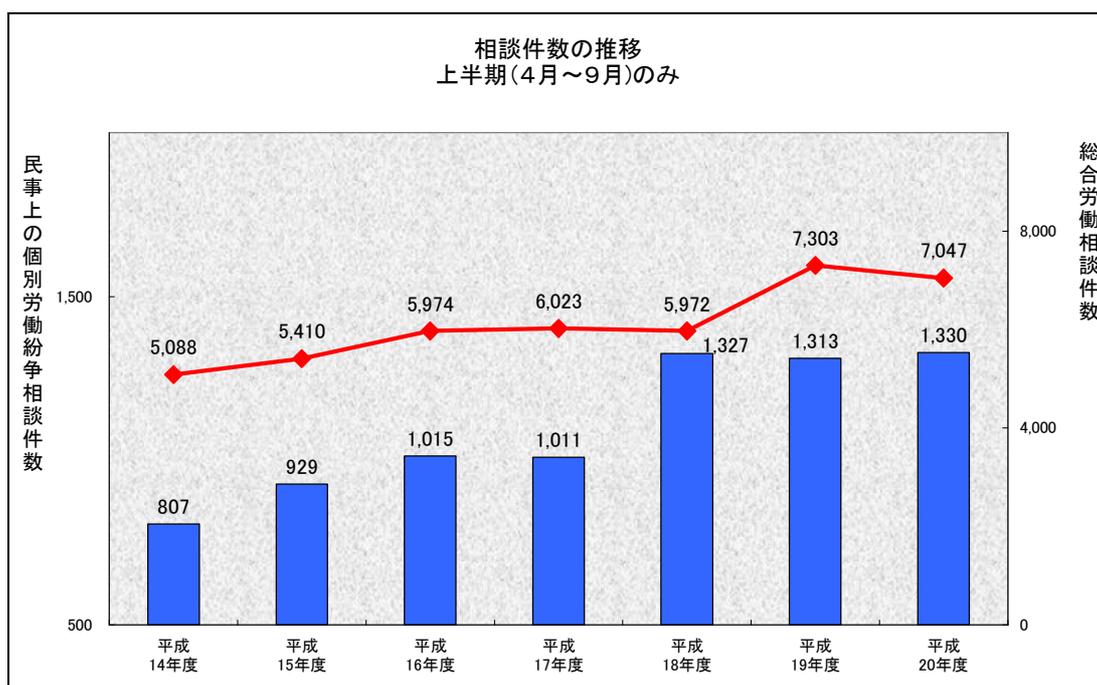
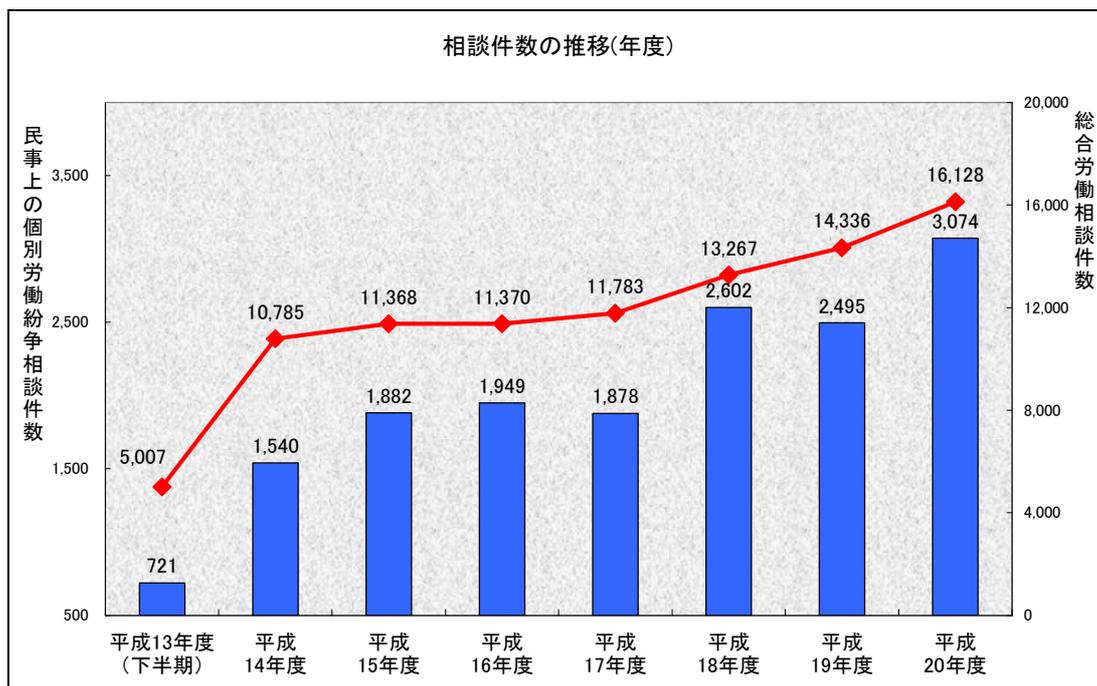
また、平成21年4月からは、すべての労働基準監督署に総合労働相談コーナーを設置し、対応に努めている。

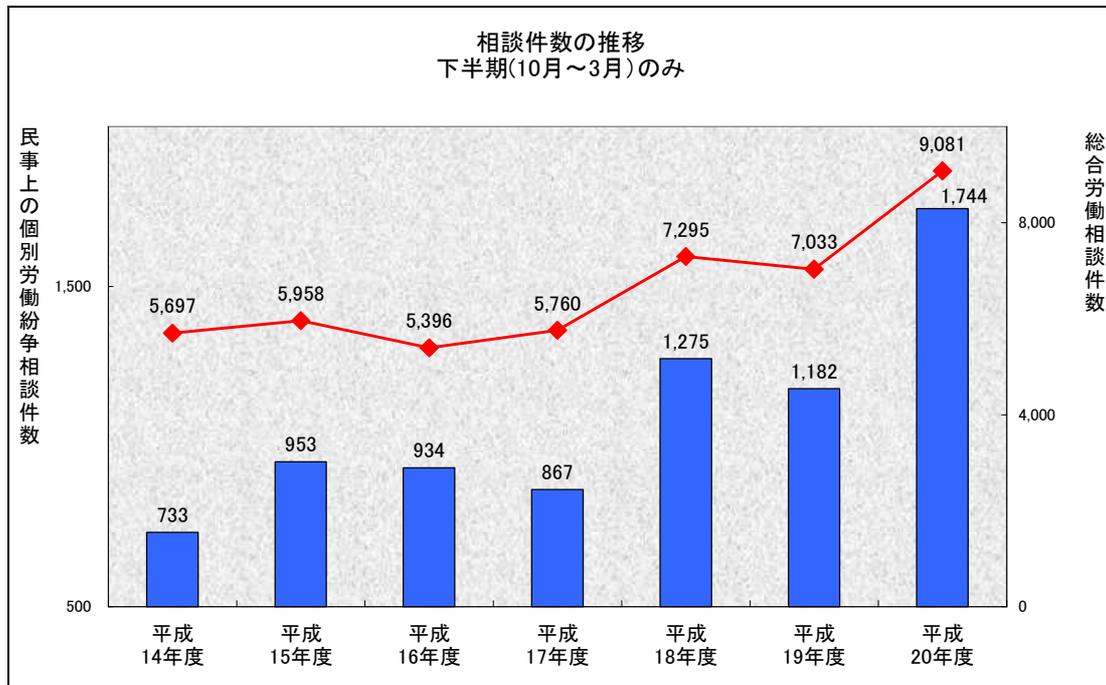
1. 相談受付状況

岡山労働局では、労働局を始めすべての労働基準監督署に、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置しているところであり、平成20年度1年間に寄せられた相談は16,128件(全国 107万5,021件)と平成19年度比で1,792件(全国 約8万件)増加した。率では12.5% (全国 7.8%) の増加であった。

このうち、労働基準法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが3,074件 (全国 23万6,993件) であり、平成19年度比で579件(全国 約4万件)増加した。率では23.2% (全国 19.8%) の増加であった。

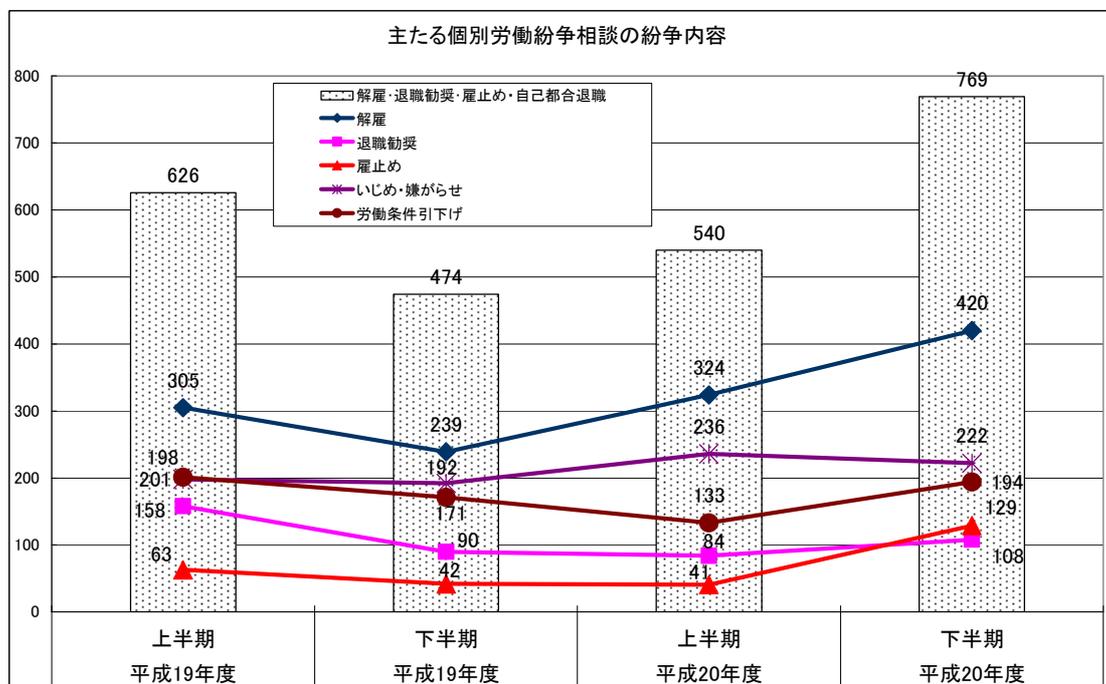
特に、平成20年度下半期においては、総合労働相談と民事上の個別労働紛争のいずれも増加しており、総合労働相談件数は上半期が前年度に比べ256件 (3.5%) 減少であったのに対し、2,048件 (29.1%) の大幅増加となっている。



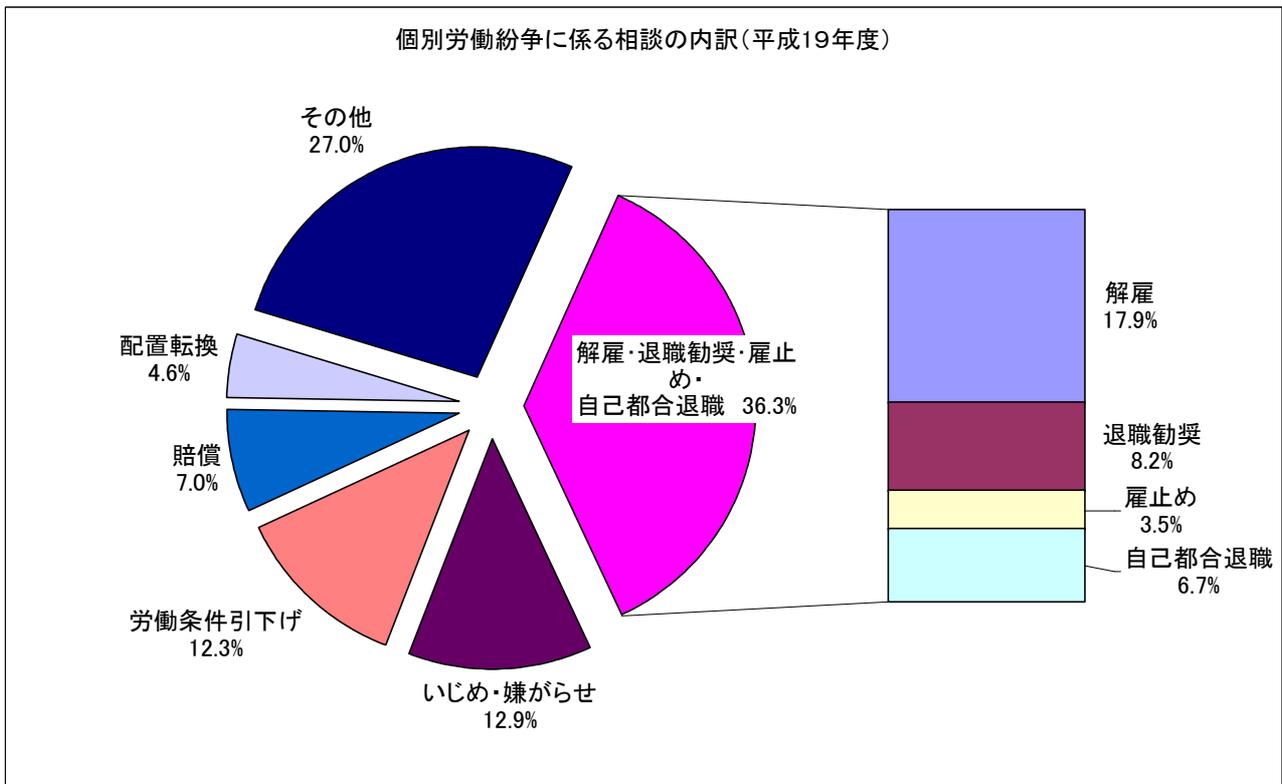
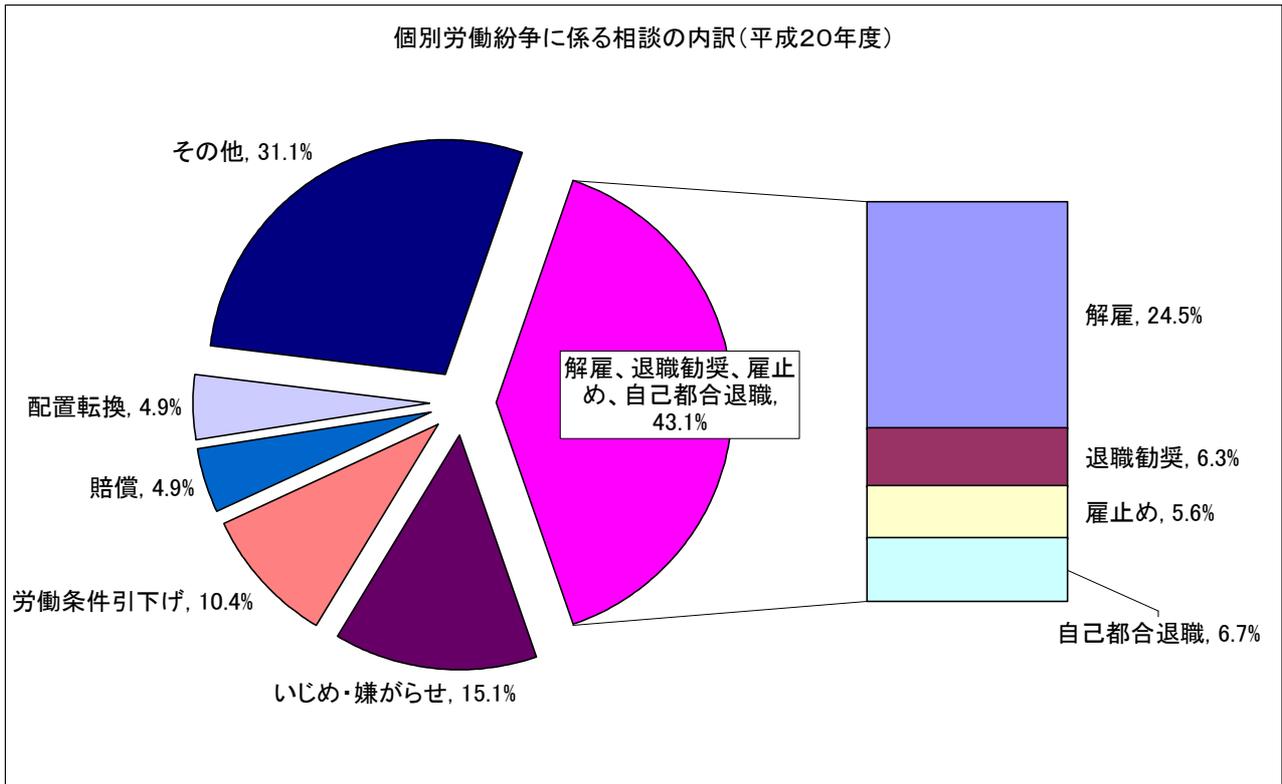


2. 個別労働紛争相談の状況

解雇・退職勧奨・雇止め・自己都合退職といった個別紛争が平成20年度下半期(10月～3月)において増加しており、特に解雇については平成20年度上半期に比べ96件(29.6%)の増加であり、平成19年度同時期と比べても181件(75.7%)の大幅な増加となっている。



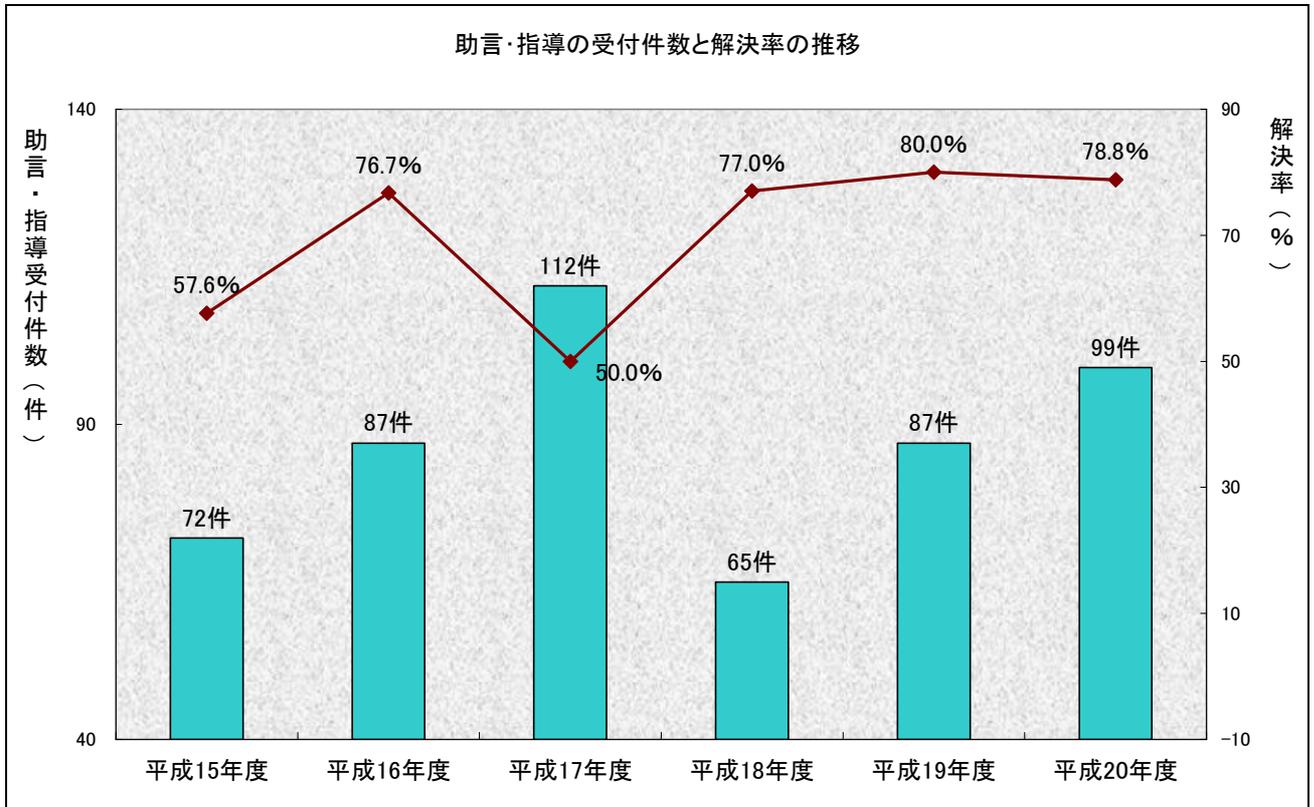
(個別労働紛争に係る相談の内訳)



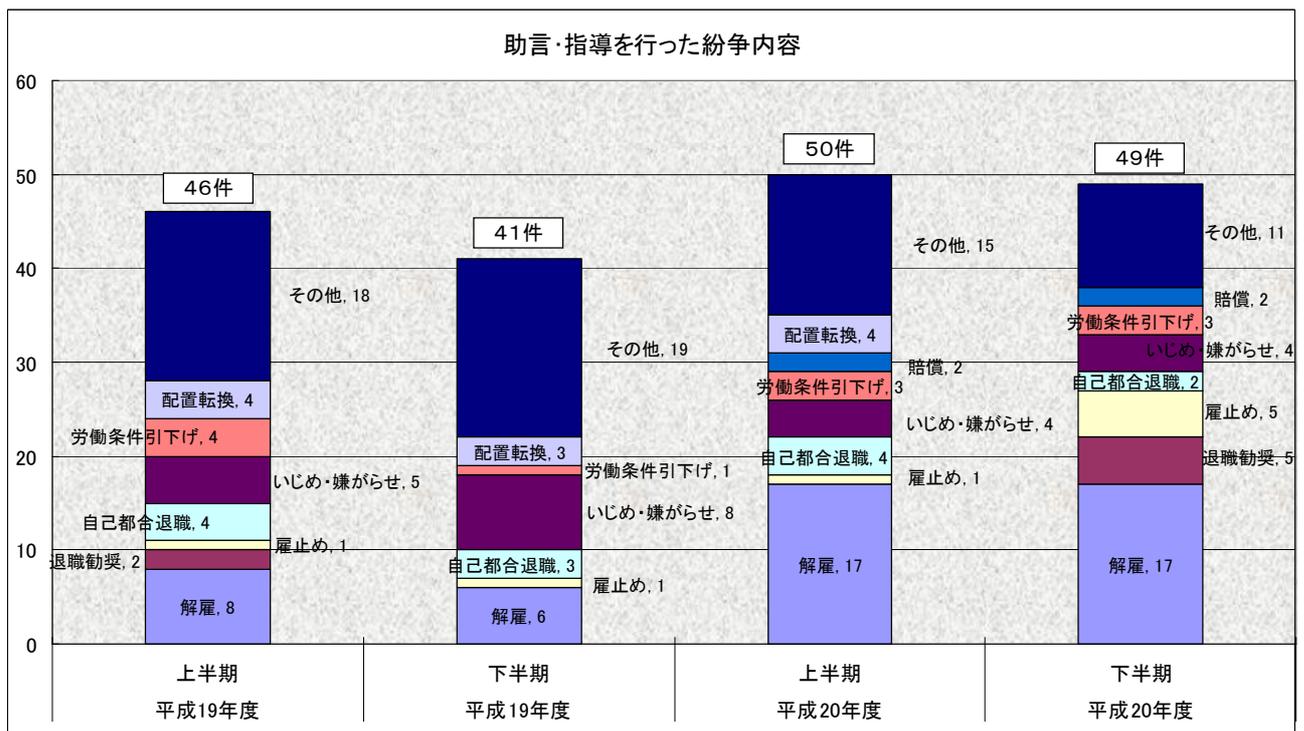
3. 個別労働紛争の解決状況

(1) 助言・指導

ア 助言・指導の受付件数と解決率の推移

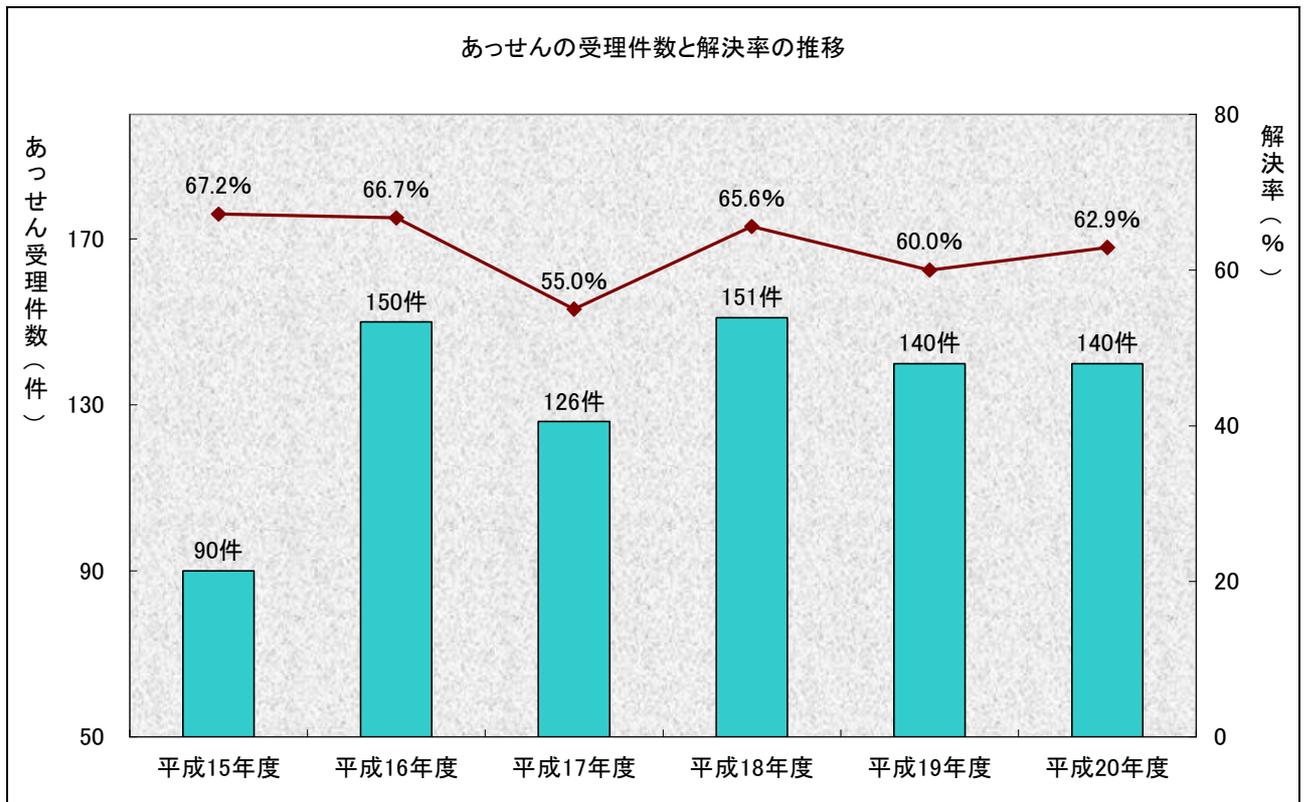


イ 助言・指導を行った紛争内容



(2) あっせん

ア あっせんの受理件数と解決率の推移



イ あっせんを行った紛争内容

